

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第16号

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(工事の取りやめ) 第4条 [略] 2 法第77条の2 1に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）は、建築主又は築造主が法第6条の2 第1項又は法第18条第4項（ <u>法第87条の4又は法第88条第1項</u> において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知ったときは、工事取りやめ報告書（様式3号）により市長に報告しなければならない。	(工事の取りやめ) 第4条 [略] 2 法第77条の2 1に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）は、建築主又は築造主が法第6条の2 第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知ったときは、工事取りやめ報告書（様式3号）により市長に報告しなければならない。

(記載事項等の変更)

第5条 [略]

2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項又は法第18条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、それぞれ省令第3条の5第3項各号又は省令第8条の2第7項各号に定める書類の記載事項に変更があったことを知ったときは、報告事項変更報告書(様式第5号)に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、市長に報告しなければならない。

3 前2項に規定する記載事項等の変更について、法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けたときは、前2項の規定は適用しない。

(完了検査申請書に添付する書類)

第5条の2 省令第4条第1項第6号(省令第4条の4の2又は省令第8条の2の2で準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、市長が必要と認める図書(次の各号に該当する建築物にあつては、当該図書に加え、それぞれ当該各号に定める図書)を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は

(記載事項等の変更)

第5条 [略]

2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、省令第3条の5第3項各号に定める書類の記載事項に変更があったことを知ったときは、報告事項変更報告書(様式第5号)に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、市長に報告しなければならない。

3 前2項に規定する記載事項等の変更について、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、前2項の規定は適用しない。

(完了検査申請書に添付する書類)

第5条の2 省令第4条第1項第6号(省令第4条の4の2で準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、市長が必要と認める図書(次の各号に該当する建築物にあつては、当該図書に加え、それぞれ当該各号に定める図書)を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に

<p>指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(中間検査申請書に添付する書類)</p> <p>第5条の3 省令第4条の8第1項第4号(省令第4条の11の2で準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書(様式第5号の2)によるほか市長が必要と認める図書(法第6条第1項第3号に規定する建築部物にあつては、これらの書類等に加え、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれ当該各号に定める図書)を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。</p> <p>[(1) ~ (6) 略]</p>	<p>提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(中間検査申請書に添付する書類)</p> <p>第5条の3 省令第4条の8第1項第4号(省令第4条の11の2で準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書(様式第5号の2)によるほか市長が必要と認める図書(法第6条第1項第4号に規定する建築部物にあつては、これらの書類等に加え、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれ当該各号に定める図書)を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。</p> <p>[(1) ~ (6) 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第5号中「第6条の2第10項」を
「第6条の2第5項
第18条第18項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。